

仙北市行政視察等受入に伴う費用徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市(以下「市」という。)が行政視察等を受け入れ、対応する際の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 行政視察等の対応及びそれに係る費用の徴収に関する庶務は、当該視察の目的事項を所管する課等において行う。この場合において、複数の所管する課等があるときは、当該所管課間で調整するものとする。

(行政視察受入日時)

第3条 行政視察に対応する日時は、原則として開庁日の午前9時から午後5時までとし、標準所要時間は概ね2時間以内とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合や、その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

(行政視察の申込み)

第4条 行政視察を希望する者は、仙北市行政視察申請書(様式第1号)を当該視察の目的事項を所管する課等に、希望日の概ね1箇月前までに提出するものとする。

(行政視察受入れの決定)

第5条 市長は、前条に定める行政視察の申込みを受けたときは、受入れの可否について行政視察決定通知書(様式第2号)により、行政視察を希望する者に通知するものとする。

(費用の徴収及び額)

第6条 市は行政視察の受入れに対応するときは、視察者1人あたり3,000円(資料代を含む)の費用を徴収するものとする。なお、行政視察の過程において発生した有料施設入館料等は、行政視察を希望する者の実費とする。

(費用徴収の方法)

第7条 前条に規定する費用については、市が納入通知書を発行の上、徴収する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(費用の免除)

第8条 次に掲げる者で構成される団体等が行政視察をする場合は、第6条に規定する費用を全額免除することができる。

(1) 友好自治体等の職員・議員

(2) 国又は秋田県内の地方公共団体の職員・議員

(3)学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による学校に通学する者

(4)仙北市内の旅館・ホテル等に宿泊する者

(5)その他市長が特に必要と認めた団体等

(費用の減免)

第9条 仙北市内で昼食等をとる者については、第6条で規定する費用の50%を減免することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する